

## 市内の空家等の実態

計画の策定にあたり、市内の空家等の実態を把握するため、外観目視による空家等実態調査を実施しました。その内訳は、次のとおりです。(H28年)

空家等ランク	空家等件数	具体的内容
A	216件	おおむね築20年以内、大きな修繕なしで再利用可
B	647件	おおむね築20～35年、一部の修繕で再利用可
C	613件	おおむね築35年以上、大きな修繕が必要
D	164件	周囲に悪影響を及ぼしている(倒壊危険小)
E	49件	周囲に悪影響を及ぼしている(倒壊危険大)
合計	1,689件	



住宅数(H28年)  
約2万8千棟を基に算出

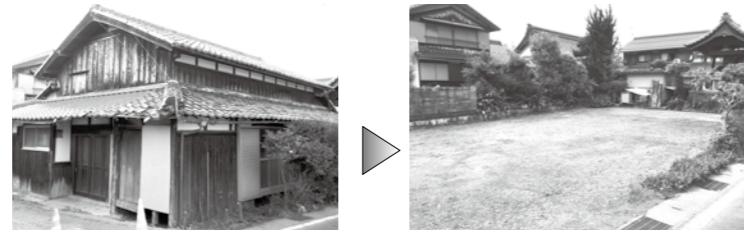
## 基本的な方針と重点事項(平成29年度)

### 【方針①】「所有者等の意識の醸成と予防対策の推進」

**空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提です。**  
このため、広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の向上を図ります。

#### ◆所有者等に対する啓発など

- ✓ 広報誌、ホームページでの情報発信
- ✓ 固定資産税の納税通知用封筒への情報掲載
- ✓ 空家等の適正管理に関する啓発冊子の作成
- ✓ 相談体制の整備
- ✓ 地域ぐるみで空家等を見守る取り組みの研究・支援



道路に面し、瓦などの落下の恐れがあるため、解体された空家  
※瓦などの落下により、他人にけがを負わせた場合、所有者(相続人)や管理者が賠償責任を負うことになります。

### 【方針②】「空家等および跡地の活用促進」

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を促進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

#### ◆所有者等による空家等の利活用の促進

- ✓ 高島市空き家紹介システムによる移住定住への有効活用  
※宅地建物取引業者との連携  
※H23年度からH28年度までの実績：登録71件、成約37件

#### ◆国や県の補助金の活用

- ✓ 空き家対策等総合支援事業(国)  
(空家等の活用や除却により地域の活性化および課題解決を図る)
- ✓ 滋賀県子育て世帯空き家リノベーション事業費補助  
(子育て世帯が空家を取得して行うリノベーションに必要な費用を補助する)

2次元コードを読み取ると、  
高島市空き家紹介システム案内の  
ホームページが開きます



## 高島らしさのある住環境を守るため

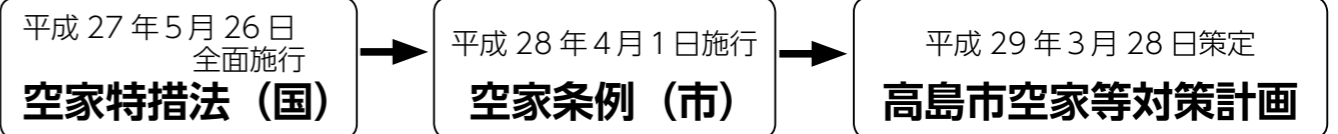
# 『高島市空家等対策計画』を策定しました!

## 計画策定の背景

近年、さまざまな理由により使用されていない住宅・建築物が増加しています。特に、管理不十分な空家が全国的な問題となっており、防災・防犯・環境衛生など、地域住民の生活に悪影響を及ぼしているものもあります。

こうした空家問題を解消するため、国は平成27年5月に空家等対策に関する基本方針を定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家特措法」)」を全面施行しました。

市では、平成28年4月に「高島市空家等対策の推進に関する条例(以下「空家条例」)」を施行し、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため平成29年3月に「高島市空家等対策計画」を策定しましたので、その概要をお知らせします。



## 計画の概要

◆計画期間：平成29年4月から平成34年3月までの5年間

◆対象地区：市内全域

◆対象とする空家等の種類：空家特措法に規定する「空家等」

## 空家等とは?

空家特措法では「空家等」と「特定空家等」の2つの基準が示されています。

- 空家等  
おおむね1年間未使用の建築物または附属工作物とその敷地
- 特定空家等  
空家等のうち、放置すれば倒壊等著しく保安上危険なものまたは衛生上有害となるおそれのあるもの、著しく景観を損なっているものなど

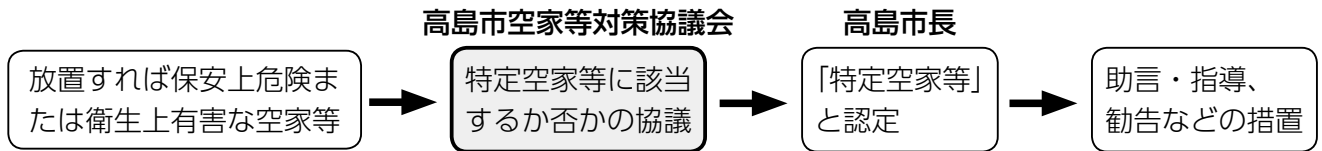


### 【方針③】「特定空家等に対する取り組み」

空家等のうち、放置すれば倒壊等著しく保安上危険、または衛生上有害となるおそれのある特定空家等については、生活環境への悪影響の程度や危険の切迫性等から順次対策に取り組んでいきます。

#### ◆高島市空家等対策協議会の設置

市長のほか、学識経験者などにより構成し、特定空家等に関することや空家等の適正な管理および利活用に関することを協議します。



### 【方針④】「相談窓口の設置」

市民の皆さんからの空家等に関する相談窓口を市民協働課定住推進室に設置しています。

#### ◆空家等に関する相談窓口の設置

庁内関係部署、高島市空家等対策協議会、滋賀県、宅地建物取引業者をはじめとする関係機関との連携および協力のもと空家等対策に取り組めます。



市民協働課 定住推進室

☎ (25) 8526

FAX (25) 8156

皆さんからの相談をお待ちしています！



▲空家相談のようす(定住推進室)

#### ●空き地は適正に管理しましょう！

夏場にかけて、雑草や枝葉が繁茂する時期です。空き地を放置していると、通行の妨げ、ごみの不法投棄、たばこのポイ捨てによる火災、犯罪、害虫の発生など、生活環境にさまざまな悪影響を及ぼすことが考えられ、近隣住民の方々に大変ご迷惑をかけることとなります。土地所有者の方は、空き地の草刈りや樹木伐採などを行い、適正な管理に努めてください。

詳しくは、環境政策課へお問い合わせください。(☎25-8104)

